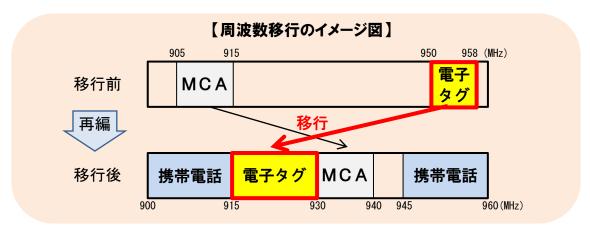
電子タグシステムをお使いの皆様へ



電子タグシステムの周波数が変わります!

- 現在ご使用中の950MHz帯電子タグシステムは、 920MHz帯の周波数に移行することとなりました。
- 現在ご使用中の950MHz帯の電子タグシステムは、 **平成30年4月1日以降使用できなくなります**。

ひっ迫する携帯電話用周波数確保のため、950MHz帯の周波数を使用する電子タグシステムは平成30年3月31日までに920MHz帯へ移行することとなりました。920MHz帯へ移行するために必要とされる費用は、新たに950MHz帯で携帯電話事業を行うソフトバンクモバイル株式会社が負担することとなります。



今回の措置により、①電子タグシステムの使用周波数拡大、②携帯電話用周波数の確保など、周波数の有効利用が図られることとなります!



- ・現在、使用中の950MHz帯システムを引き続き 900MHz帯で使用する場合は、920MHz帯に移 行していただく必要があります。移行期限は、周 波数使用期限の平成30年3月31日までです。
- 平成30年4月1日以降、950MHz帯電子タグシステムを使用していると電波法違反(*)となり、 罰せられる場合がありますので、十分スケジュールに余裕を持たせて円滑に移行してください。
- * 平成30年4月1日以降は、技術基準適合証明の効力がなくなりますので、不法開設となり、電波法第110条により懲役1年以下又は罰金100万円以下に処せられる場合があるほか、携帯電話の無線設備の機能に障害を与えた場合は、電波法第108条の2により懲役5年以下又は罰金250万円以下に処せられる場合があります。



- 移行費用は、950MHz帯で携帯電話サービスを行う ソフトバンクモバイル株式会社が負担します。 負担の 対象となるのは、920MHz帯の周波数移行に必要な ①無線設備・附属設備費、②工事作業費、③ソフトウ ェア改修費となります。
- ・実際の費用負担額については、ソフトバンモバイル株 式会社と協議を行い、合意した金額となります。また、 移行費用支払いの対象は周波数の使用期限前までに 移行するものに限ります。
- ・免許又は登録を受けている方は、平成24年9月1日 までにソフトバンクモバイル株式会社から協議の実 施手順について通知が行われます。
- 免許不要の無線設備(特定小電力無線局)をお使いの 方は、下記のソフトバンクモバイル株式会社の窓口へ 連絡して、周波数移行のための協議を開始してくださ い(余裕をもった計画を立て、早期に920MHz帯へ 移行していただくようお願いいたします。)。





子タグシステムは様々な用途に使用されてい<u>ますので、ご確認ください</u>。









【周波数移行費用に対する受付・相談窓口】

認定開設者 ソフトバンクモバイル株式会社

☎ 0800-919-0900 (通話料無料)

受付時間:平日9時~18時(土日祝祭日およびメンテナンス日を除く。)

URL http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/

【リーフレットの内容及び制度に関する問い合わせ先】

総務省総合通信基盤局移動通信課

25 03-5253-5896

北海道総合通信局無線通信部陸上課

☎ 011-709-2311(内線 4656)

東北総合通信局無線通信部陸上課 関東総合通信局無線通信部陸上第三課 **23** 022-221-0684 **23** 03-6238-1785

信越総合通信局無線通信部陸上課

25 026-234-9984 **25** 076-233-4482

北陸総合通信局無線通信部陸上課 東海総合通信局無線通信部陸上課

25 052-971-9623

近畿総合通信局無線通信部陸上第三課

25 06-6942-8562 **25** 082-222-3367

中国総合通信局無線通信部陸上課 四国総合通信局無線通信部陸上課

25 089-936-5066 **25** 096-326-7863

九州総合通信局無線通信部陸上課 沖縄総合通信事務所無線通信課

23 098-865-2306